

## 精神障害者に対する福祉医療費助成制度の充実を求め県に対し意見書を求める請願書

紹介議員

氏名 中川 睦子

## 請願要旨

精神障害者の就労率は、同じように障害者手帳を持つ、身体・知的障害者と比べて桁違いに低い状況です。収入に関しては年収100万円以下の低所得者が6割を占め(平均年収95万円)、そのほとんどは、年金あるいは生活保護費であり、実際的には生活費を高齢の家族の年金に依存しています。その上、精神障害者の多くは長期にわたる服薬治療が必要であり、生涯にわたり医療機関との係わりを断ち切れません。月に1～2回の医療機関の受診は、身体障害者の5割に対して精神障害者では7割を超えており、医療費の3割負担は苛酷で、受診や入院を抑制せざるを得ず、病状が、悪化することに繋がります。

精神障害者保健福祉手帳の等級の考え方について 等級判定の現況は地域間、審査機関間で大きな差異が見られ、判定の基準が、不明確で問題である事は、全国精神保健福祉センター長会でも指摘されています。奈良県の調査では「一般就労」は1級2.6%、2級4.8%、3級15.5%であり、収入(月額)は、障害年金も含めて1級59,000円、2級58,884円、3級30,020円といずれも極めて低いため、生活は、困窮しています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を1元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供する事を規定しています。しかし、精神障害では1、2級の精神科通院のみの補助だけとなっています。

奈良県は精神障害者保健福祉手帳所持者への医療費助成を行っています。滋賀県でも精神障害者健康保健福祉手帳所持者への医療費助成制度を下記の通りご検討いただきます様に御願いたします。

## 請願事項

## 記

精神障害者が、安心して医療にかかることができるよう、滋賀県に医療費助成制度を充実する様に入院医療費および他科受診の医療費を福祉医療費助成制度と同等に適用できることを滋賀県に対し意見書として提出してください。

以上

2021年11月30日

請願者

彦根市精神障害者の会

彦根市原町550-31

0749-26-0215

津村 祐司

彦根市市議会議長  
谷口 典隆 殿